

就農準備資金研修計画承認申請者の審査基準について

就農準備資金の研修計画を申請した者に対する承認については、千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号。以下「実施要領」という。）第7の1の（1）で、交付対象者の要件及び「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たすかどうか、審査を行うことと規定されている。

そのため、交付対象者の要件及び「交付対象者の考え方」を以下の審査基準で審査する。

1 書類審査

提出された研修計画を審査する。確認する要件は以下のとおり。

- （1）就農予定時の年齢が、原則50歳未満であること
- （2）就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認め、新規就農支援ポータルサイト及び全国データベースに登録し、公表された研修機関等で研修を受けること
- （3）研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること
- （4）国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であり、その経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であることを満たすこと
- （5）常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと
- （6）原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に農業次世代人材投資事業、就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業による資金の交付を受けていないこと
- （7）研修終了後に親元就農する予定の場合に合っては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる又は独立・自営就農することを確約すること
- （8）前年の世帯（本人のほか同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下である者
- （9）研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること

(10) 県が交付主体となる場合は、交付対象者と生計を別にする者を含む連帯保証人を2名立てること

要件を満たしている者は2の面接審査を行う。要件を満たしていない者は不採択とする。

2 面接審査

研修計画承認申請者に対して面接を行う。審査項目は以下のとおり。

審査項目
■ 交付対象者の要件の確認
研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後又は親元就農後5年以内に独立・自営就農した経営開始後5年以内に、認定農業者又は認定新規就農者となることを予定している
先進農家等で研修を受ける場合は、先進農家等の経営主が交付対象者の三親等以内の親族ではないこと。かつ、当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいない
■ 就農意欲の確認（「交付対象者の考え方」による）
次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有する
就農ビジョンが明確である
■ 研修の実行性の確認（「交付対象者の考え方」による）
就農ビジョンに対して適切な研修先を選択している
研修に対して意欲的である
健康状態が良好で、研修に取り組める体力がある
■ 将来性の確認（「交付対象者の考え方」による）
実現可能性が高い就農計画を設定し、その内容を理解している
就農に向けて意欲的に準備を進めるとともに、今後に必要な取組を理解している
就農に向けて市町村や関係機関等とのつながりを持っている
就農後、関係者と円滑な関係を築くことができる